

処務規程

一般社団法人東京都トライアスロン連合

2008年2月24日制定

2008年4月01日適用

2012年6月16日附則制定

2014年4月01日適用

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都トライアスロン連合（以下「法人」という。）の処務について、別に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組織及び職制

(組織)

第2条 法人に事務局を置く。

(職位及び職務)

第3条 定款第32条に基づき、事務局には事務局長及び必要な職員を置き、その職務は次の通りとする。なお、その任命については理事会にて承認手続を要する。

- (1) 事務局長は、会長の命を受け所管事務を処理し、所属職員を監視する。
- (2) 職員は、上司の命を受け担当する事務を処理する。

第3章 事務分掌

(事務分掌)

第4条 事務局の事務分掌は、次の通りとする。

- (1) 理事会、総会及び監査会等に関する事。
- (2) 定款及び規則、規程等の制定改廃に関する事。
- (3) 印章の管守に関する事。
- (4) 文書の收受発送及び保存に関する事。
- (5) 職員の任免、賞罰、服務及び研修その他人事に関する事。
- (6) 職員の給与、旅費の支給及び福利厚生に関する事。
- (7) 公益財団法人東京都体育協会、公益社団法人日本トライアスロン連合、都内地域組織団体及びその他関係諸団体等との連絡調整に関する事。
- (8) 各種契約、登記、関係機関等に対する申請報告に関する事。
- (9) 財産の管理及び資金計画に関する事。
- (10) 予算編成及び決算に関する事。
- (11) 入出金業務（口座管理及び小口現金出納）に関する事。
- (12) 備品、消耗品の管理に関する事。
- (13) 正会員、登録会員及び賛助会員の管理に関する事。
- (14) その他前各号に関するものほか、必要な事項に関する事。

第4章 事案の採決

(会長の採決事案)

第5条 会長の決裁事案は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 法人の事業計画、収支予算及び収支決算の提案に関すること。
- (2) 理事会、総会及び監査会の開催に関すること。
- (3) 法人の規則、規程等の制定及び改廃の提案に関すること。
- (4) 役員等の出張に関すること。
- (5) 職員の任免、分限、賞罰及び給与に関すること。
- (6) その他前各号に関するものほか、必要な事項に関すること。

(専務理事の決裁事案)

第6条 専務理事が専決できる事案は、別に定めるもののほか、次の各号に定める通りとする。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 事業計画に基づく事業の実施に関すること。
- (3) 一件 20万円未満の物品、労力等の調達の決定及び契約並びに支出に関すること。
- (4) その他前各号に関するものほか、必要な事項に関すること

(事務局長の決裁事項)

第7条 事務局長が専決できる事案は別に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- 職員の勤務、出張及び休暇に関すること。
- 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- 報告、通知、紹介、回答等に関すること。
- その他前号に関するものほか、必要な事項に関すること。

(専決制限)

第8条 前2条の規定にかかわらず特命のあった事項及び重要若しくは異例と認められる事項並びに新規事項については、会長の決裁を受けたのち事後理事会へ報告するものとする。

第5章 事案の代決

(会長が不在のときの代決)

第9条 会長が出張又は休暇その他事故により不在（以下「不在」という。）であるときは、副会長が事案の代決を行うものとする。

2 副会長が不在のときは、専務理事が事案の代決を行うものとする。

第6章 印 章

(印章の種類)

第10条 法人の印章は、次の各号に掲げる通りとし、そのひな型及び寸法は別表の通りとする。

- (1) 法人の印
- (2) 会長の印
- (3) 専務理事の印

(印章の管守)

第11条 法人の印章は、事務局長が管守し使用には慎重を期して、その不正使用又は盜難事故を防がなければならない。

第7章 雜 則

(委 任)

第12条 この規程に定めるものほか、事務の処理に関し必要な事項は、専務理事、総務担当理事、財務担当理事が定める。

付則

この規程は、理事会での議決により施行し、2008年4月1日から適用する。

別表（第10条）

名 称	印章番号	書 体	寸 法	用 途
一般社団法人東京都トライアスロン連合之印	1	てん書	角27mm	連合名をもって処理する文書
一般社団法人東京都トライアスロン連合会長之印	2	てん書	丸20mm	会長名をもって処理する文書
一般社団法人東京都トライアスロン連合専務理事之印	3	てん書	丸20mm	専務理事名をもって処理する文書

付則-2

(職員給与等)

第1条 事務局長及び職員は定款第32条第3項に基づき有給にて事務局業務に従事する。

- (2) 当月の業務報告書と経費精算書（書式は別途定める）を翌月5日までに法人に提出し、法人による確認及び承認を得た上で、翌月20日に給与と経費を支払う。
- (3) 給与金額は理事会で決定する。

以上